



個室ユニット 推進協ニュース Number 120

1面	介護保険関連法改正案を提出 介護職員処遇改善加算案を了承 国政ニュース ウの目タカが目 こちら傍聴席
2面	認知症実践者研修 個別ケア研修 第3期ユニットリーダー研修
3面	施設紹介【ゆがふ苑】沖縄県 取組紹介【ころぼっくる】栃木県 取組紹介【東雲の丘】沖縄県 介護事業者に求められるもの
4面	介護ニュース・ダイジェスト ズバリ回答！人事・労務のお悩み 終末期について 用語解説【見当識障害・実行機能障害】

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会 〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL：045-921-0462 / FAX：045-921-0472

介護保険関連法改正案を提出

3割負担化、総報酬割などが柱 同時改定の審議近くスタート

厚生労働省は、介護保険制度改正を柱とする「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」（介護保険関連法改正案）を今国会に提出した。現役並み所得者の3割自己負担化や介護納付金の「総報酬割」移行、「共生型サービス」創設などによって地域包括ケアシステムを進化させ、同時に介護保険制度の持続可能性を高める。一方、団塊世代が全員75歳となる「2025年問題」を視野に入れ、診療報酬と介護報酬の平成30年度同時改定について審議を開始する。



1月18日に開かれた第135回介護給付費分科会
介護職員処遇改善加算案を了承した

3割負担 12万人と想定

1月24日、厚生省が自民党に示した「介護保険関連法改正案」は、介護保険法、医療法、社会福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法等のそれぞれの改正案がセットに

なっただけ法案。柱は介護保険法の一部改正案で、社会保障審議会介護保険部会が昨年12月にまとめた意見がベースとなった。概要は以下の通り。
▽市町村は介護情報データに基づき、取り組みの内容と目標を設定して介護保険

（支援）事業計画を策定する。国は達成した市町村に財政的なインセンティブを付与する。

▽介護保険と障害福祉制度が共管する「共生型サービス」を創設し、次の介護報酬改定で報酬を決める。

▽廃止される介護療養病床の受け皿として「介護医療院」を創設し、経過措置期間を6年とする。

▽都道府県が広域的に展開している「デイサービスや訪問介護の事業所を指定する際、市町村の意見が反映できるようにする。

▽悪質な有料老人ホームに対して都道府県が業務停止命令を出せる仕組みを創設する。

▽自己負担2割のうち現役並み所得者（単身で年収340万円以上）を3割負担とする。想定は約12万人。

▽第2号被保険者が納める介護納付金の算定を「加入者割」から「総報酬割」に移行する。

介護報酬改定の論点を予想

一方、診療報酬改定は中央社会保険医療協議会（中医協）、介護報酬改定は介護給付費分科会がそれぞれ議論する。6月ごろ、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針2017）が策定されるが、経済状況が好転しない場合、社会保障費の自然増分の財源がまた圧縮され、両報酬ともにマイナス改定となる可能性が出てくる。経営実態調査結果や賃金動向なども判断材料となる。1月末時点、介護報酬改定の論

平成30年度介護報酬改定の論点予想

訪問介護サービス（生活援助）→基準見直し
機能訓練を実施していない通所介護→適正化（引き下げ）
ICT・介護ロボット導入→効果を検証
「特定事業集中減算」→基準見直しへ？
「共生型サービス」（創設）→報酬と基準を設定
特養の重度者と看取りの対応強化→評価を検討へ
介護医療院→報酬と基準を設定
（参考）介護職員処遇改善加算→与党内に「さらなる改善」を求める声あり

点を予想した。

▽生活援助などの訪問介護は人員基準を見直したらどうか。

▽機能訓練を実施していない通所介護は適正化したらどうか。

▽ICTや介護ロボットを導入した事業所に報酬または基準の見直しで配慮したかどうか（効果の実証が課題）

▽通所リハと訪問リハの役割分担を明確にし、多職種間や事業所間の連携に配慮したらどうか。

▽「特定事業集中減算」は実態に合わせて見直したらどうか。

▽障害者や生活困窮者などを含めた「共生型サービス」（創設）の報酬を決める。

▽特養の重度者や看取りの対応能力を高める報酬を検討する。医師や歯科医、薬剤師などを外部から呼べるように基準を見直したらどうか。

▽廃止される介護療養病床の転換先となる「介護医療院」（創設、3類型）の報酬を決めるーなど。

介護職員処遇改善加算案を了承

1万円相当 介護給付費分科会

1月18日、第135回介護給付費分科会は介護職員処遇改善加算見直し案（29年期中改定案）を了承した。社会保障審議会会長から厚労相に答申され、3月末までに告示される。「新加算」を取得すると、現行の「加算I」に月1万円相当が上乗せされ、加算額は合計3万7千円相当となる。4月から算定を開始するには4月15日まで都道府県知事などへの計画書の届け出が必要。

厚労省が作成したイメージ案によると、処遇改善加算制度は①新加算（月額3万7千円相当）算定要件はキャリアパス要件I、II、※IIIの全てと職場環境等要件を満たすこと。②加算I（2万7千円相当）I、IIと職場環境等要件。③加算II（1万5千円相当）IまたはII、職場環境等要件。④加算III（加算II×0.9）I、II、職場環境等要件のいずれかを満たす。⑤加算IV（加算II×0.8）いずれの要件も満たさずの5区分となる。※キャリアパス要件IIIは昇給制度を作成して周知すること

④4面「ダイジェスト」参照。

国政ニュース

介護保険関連法改正案など9法案を説明

自民党厚労部会へ 厚労省

1月19日、厚生労働省は自民党厚生労働部会に第193回通常国会に提案する。介護保険関連法改正案やパート労働法改正案、労働基準法改正案など9法案を説明した。

安倍首相が処遇改善の実施を強調

通常国会開会で施政方針演説

1月20日、通常国会（6月18日閉会）が召集され、安倍首相は施政方針演説の中で「介護離職ゼロを目指し」介護職員の皆さんには経験などに応じて昇給する仕組みをつくり、月額平均1万円相当の処遇改善を行います」と述べ、今年4月1日に介護報酬（介護職員処遇改善加算）を改定する方針を強調した。

ウの目タカが目 こちら傍聴席

◎素直に喜べない

○：安倍首相の肝いりもあり、今年4月から介護職員の処遇改善加算に「新加算」が創設され、特養の新加算率は8.3%になるといふ、新設の「キャリアパス要件III」を満たせばの話だが、「その先が怖い」と特養の施設長は漏らす。

○：要件「III」は、「I」「II」に加え、①定期的に昇給を判定する仕組み②経験に応じて昇給する仕組み③研修や資格などに応じて昇給する仕組みの3つの昇給制度のいずれか1つを導入し、職員に周知することが必要だ。

○：厚労省によれば、加算の拡充によって月給は平均1万円程度アップ（介護報酬全体改定率は平均プラス1.42%）。問題は必要とする財源1048億円が介護保険財源からねん出されることだ。「政策的な加算に財源が使われ、基本報酬がまたマイナス改定されたら、元も子もない」と懸念を隠さない。（樞）

8.3%加算
基本報酬マイナス改定？

認知症実践者研修



グループワーク

全国個室ユニット型施設推進協議会（推進協・赤枝雄一会長）は、1月11日～13日、17日～18日の5日間にわたり、「平成28年度認知症介護実践者研修」（横浜市指定）をしようじゅの里鶴見にて開催し、8名が受講した。受講者はこの後4週間の職場実習を行い、2月21日に報告を行って、研修修了となる。

以下に講義の要点をまとめた。

講師は柳下幸子氏（ゆあーずサポートセンター代表取締役）、秋津克巳氏（しようじゅの里鶴見・施設長）、川原俊一郎氏（アルカディアコーポレーション・管理者）、高田朱美氏（グループホーム水車の里・ホーム長）、村田茂氏（介護相談センター生田広場・介護支援専門員）、松田昇氏（神奈川県小規模多機能事業所連絡会理事）、井上義臣氏（横浜ゆうゆう・管理者）の7名。

1日目（1月11日）

認知症介護の理念について（柳下氏）

理念に基づいたケアを導くためには、自分達の理念をきちんと理解することが大切。また、自身の介護を振り返り全スタッフが共通認識のもと、理念の考えを深めることが重要だ。

2日目（1月12日）

認知症の医学的理解（秋津氏）

認知症では主に見当識障害、判断力低下、実行機能障害などの症状が出る。中核症状の進行抑制や周辺症状（BPSD）の軽減を図ることが大切だ。認知症早期の積極的なアプローチや、アルツハイマー型認知症の原因究明、中核症状に有効な薬物の開発が今後の課題となっている。

認知症の心理的理解（秋津氏）

認知症の方は日常生活の困難を感じながらも、本人なりに折り合いをつけて生活している。様々な言葉や行動を「困ったこと」と捉えるのではなく、「私達に向けられたメッセージ」と受け止め、その意味を考えていくことが重要だ。

生活の捉え方（川原氏）

BPSDは認知症の方にとつての適応行動である。周りの人が作り出した環境に適応しようとしており、環境次第でBPSDは軽減できる。介護者である私たちは、認知症の方の要望や欲求を的確に捉え、障害を抱えながら自立した生活を送られている方を支援することの重要性を理解しなければならぬ。

生活の質の保障と

リスクマネジメント（高田氏）

「BPSDによるリスクがあるから、その方の生活行為を制御する」という発想は、認知症の人の尊厳が保持できず、身体拘束は介護事故防止の解決には繋がらない。リスクマネジメントの実践は、ケアマネジメントの実践にある。

意思決定支援と権利擁護（村田氏）

詐欺等による認知症高齢者の経済的被害は、年々増加傾向にあり、高齢者が高齢者に対して詐欺を持ちかけたり、信頼関係を築いた後に商品を買ったり、信頼関係の築いた後に商品を買ったりする例もある。成年後見制度等の認知症の人の権利を擁護するための制度や政策の理解を深め、必要とする方々に対して情報を発信していくことが私たち介護者の役割でもある。

3日目（1月13日）

コミュニケーションの本質と

基本を理解する（秋津氏）

コミュニケーションは中核症状とそれに伴う行動・心理症状の予防や解決にも役立つ。その反面、言い方や表現の仕方によっては一方的なものになってしまう。伝えたことより、どう伝わったかが重要である。認知症の人は何も分からぬ人ではない。物忘れはあるが、情緒、感情面ではとても豊かな人である。このことを再認識し、援助者としてのコミュニケーションのあり方を再度見直してみ

ることが大切だ。

環境を考える1（松田氏）

利用者にとっては私たち援助者が「人的環境」として日常生活の中に存在し、絶えず影響を与えている。自分自身が認知症の方にとって重要な環境の一部であることを理解し、援助者自身がどのように振舞うか、どのようにコミュニケーションを取るかを考えながら実践していくことが大切だ。

環境を考える2・住環境（松田氏）

認知症の方は周りの環境に影響を受けやすい。心地よい空間や安らげる環境、壊れていて使えない物でも思い入れの強い大切な物など、その方にとって安心できる物や環境があればBPSDも抑えられ、落ち着いたその人らしい穏やかな生活を送ることができる。

4日目（1月17日）

家族の理解と高齢者との関係（秋津氏）

施設と家族の関係について「目標を共有することが大切であり、そのためにはフォーマルな場だけでなく、日々の生活の中にある機会を活用すること、デリケートな情報をキャッチできる関係作りを日頃から心掛けることが重要である。苦情もサービス水準を向上させるために必要な評価と考えることが大切だ。

アセスメントとケアプラン、アセスメントと支援について（井上氏）

言葉や行動は顕在化したニーズであり冰山の一角のようなもの。入居者の潜在化したニーズを考え、ケアを提供しなければならぬ。そのためにはアセスメントと多職種によるチームアプローチが必要。また、多職種による認知症ケアにはICF（国際生活機能分類）の視点が必要だ。

5日目（1月18日）

職場実習企画書（秋津氏）

職場実習の企画および実施においては、協力してくれる職員のことも考え、取り組みを行う理由や目的を具体的に説明し、理解してもらうことが大事。また、細かなタイムスケジュールを組んで実施し、成果や判明した課題をまとめてほしい。

個別ケア研修

推進協は「PDCAを活用した認知症ケア環境指針PEAPに基づく個別ケア研修」を、福岡（リファレンス駅東ビル）と名古屋（ウインクあいち）の2会場で開催した。

1月17日・福岡会場



児玉氏



グループワーク

児玉桂子氏（日本社会事業大学名誉教授、ケアと環境研究会代表）が講義し、9施設19名が受講した。

児玉氏は「認知症の方はすべての機能が低下するわけではない。残されている機能や能力を引き出すために環境を整えることで、その人らしさを発揮できる。落ち着いて安全な生活を営むためには認知症高齢者への環境支援指針（PEAP）に沿って見当識への支援などに取り組むことが大切だ」と話した。

1月24日・名古屋会場



鈴木氏



グループワーク

鈴木みな子氏（ケアと環境研究会・研究員）が講義し、5施設9名が受講した。

鈴木氏は「利用者様が『寝ていたい』と発した言動に対して、何とか活動的になつてもらおうと促しても、逆にストレスを増やしてしまうことになりかねない。眠りたいのか、一人になりたいのか、その方の発した言葉の本質的な意味を深く理解することが大切だ」と述べた。

環境を整えてゆとりを生み出す

両会場にオブザーバーとして池原香氏（のぞみの杜・施設長）が参加し、自施設での取り組みの様子を話し「少ない職員で認知症の入居者様にゆとりと向き合うケアができないことが悩みだった。しかし、環境を整えることにより、落ち着いて過ごされる方が増え、時間にも気持ちにもゆとりが生まれ、質の高いケアが出来るようになった」と述べた。

第3期ユニットリーダー研修

推進協は28年度最後の第3期ユニットリーダー研修を、東京（羽田タートル）、福岡（リファレンス駅東ビル）、名古屋（ウインクあいち）の3会場で開催した。受講者は、東京95名、福岡58名、名古屋56名。

1月10日・東京

池原香氏（のぞみの杜・施設長）、秋津克巳氏（しようじゅの里鶴見・施設長）、児玉桂子氏（日本社会事業大学名誉教授）、種延孝治氏（天空の杜・生活相談員）が講義を担当した。

1月18日・福岡

野方美香氏（梅光園・施設長）、末次朋子氏（洗寿園・副施設長、認知症介護指導者）、児玉桂子氏、池原香氏、種延孝治氏が講義を担当した。

1月25日・名古屋

古川伸子氏（玄海園・施設長）、石川進氏（認知症相談支援研修センター・センター長）、鈴木みな子氏（ケアと環境研究会・共同研究員）、豊島禎博氏（燦燦・副施設長補佐）、石原規章氏（岐南仙寿うれし野・居宅支援主任）、杉田美智代氏（岐南仙寿うれし野・介護主任）、澤田重徳氏（燦燦・副施設長）が講義を担当した。

各会場では、講義の内容を掘り下げた質問があり、講師やファシリテーターが回答した。以下に質疑応答の内容を紹介する。

夜勤シフトをどうすれば良いか？

鬼澤竜也氏（ころぼっくる・統括リーダー）は「週休3日制」を導入し、1日の労働時間を10時間へと変更した。勤

務が重なる時間が増えることで、職員がユニットで1人になる時間の不安解消やOJTによる職員教育、入浴時間の確保などにつながることを期待して導入した」と話した。

富澤正行氏（ころのすたんぽポポ翔裕園・生活相談員）は「8時間、12時間、16時間夜勤のシフトパターンを用意しており、ユニットの入居者様の状況に応じて夜勤パターンを決めている。職員には12時間、16時間夜勤の際の体への負担に対する聞き取りを行い、個々の事情に配慮した夜勤を組むようにしている。」と語った。

丸山洋平氏（ニューバード・主任）は「2ユニットで正職員7名の体制で、正職員が8時間夜勤を担当している。個別援助計画書の一覧化を行い、ケアが重なって忙しい時間の把握と根拠付けを行い、パートで調整している」と述べた。

シヨートでも個別ケアはできる？

池原氏は「シヨートステイだからこそ、施設から自宅に戻ったときに暮らしの継続ができる支援がなおのこと大切。例えば、ベッドや椅子の配置を自宅の居室と同じようにする。毎朝、新聞を読んでいる方には、新聞を読んでいただく。朝食がパン食の方には、パンを提供する。利用者の日頃の暮らしをしっかりとアセスメントし、支援につなげてほしい」と語った。

実行機能障害の方への対応は？

末次氏は「認知症だから何もできないわけではない。洋服をきちんと着ることができない方は、着る順番がわからなくなっているだけかもしれない。着る順番で洋服を渡せば一人で着られるかもしれない。どういう支援をすれば、本人の力でできるかを見極めることが大切だ」と説明した。



東京会場（羽田タートル）



福岡会場（リファレンス駅東ビル）



名古屋会場（ウインクあいち）

沖縄県

社会福祉法人 沖縄にじの会

特別養護老人ホーム ゆがふ苑

～既成概念をこえた介護の創造

変わらないのはとなりにいる人の笑顔～



【ゆがふ苑の由来】
ゆがふ（世界報）とは沖縄の古い言葉で、世界の幸せや素晴らしいことという意味で、豊年とか五穀豊穡の願いです。ゆがふ苑の名称には「平和と人前者をはじめ、その家族、地域の皆さま、職員の幸せ」が込められています。



ゆがふ苑施設全景

【ゆがふ苑ができるまで】
ゆがふ苑は、漫湖から東シナ海を望む景色豊かな高台にあり、海拔20mと高潮災害、津波災害に対しても安全です。国道331号線からのアクセスも良く、近隣の病院とも連携が取りやすい施設です。

社会福祉法人沖縄にじの会は、沖縄医療生活協同組合の40年に渡る活動実績を活かして「いのちの平等・社会的弱者に配慮した社会貢献を」と2013年7月に設立しました。15年4月に特別養護老人ホーム「知花の里」を沖縄市に開設し、16年4月には低所得者でも入所できる安全・安心の施設をという地域住民の要求に応え、特養が無かった那覇市小緑地域に「ゆがふ苑」を開設しました。

全ての部屋に太陽の光が入る設計になっており、施設にいながら海外旅行や京都旅行の気分を味わってもらえるように1階はタヒチ風、2階は南フランス風、3階は京都風とフロア毎に備えも変えています。

【ゆがふ苑の4つの顔】
ゆがふ苑はガジャンピラ公園の麓に位置し、海と山の自然に囲まれた「自然の顔」、



セラピー犬「レアちゃん」と記念撮影

昼間はプロの皆さまの歌と踊り、手品ショー、バザーを楽しみ、夜は屋上で民謡ショーや地域の障害者施設の友情出演によるエイサー、抽選会で盛り上がり更なる花火大会で歓声を夜空に響かせました。翌日は入居者様から「久しぶりに花火を見た。」「綺麗だったね」「今度はいつやるの？」等々、喜びの感想が聞けました。その他には、動物



歓声が夜空に響きわたる花火大会



交流の場となるカフェ

【開設から8カ月の取り組み】
4月に開設してからの行事は、9月に敬老会・10月は那覇祭りの恒例の花火大会に合わせて「第1回ゆがふ苑祭り」を開催し、約200人が参加しました。

東にセルラースタジアム、北には那覇港と「環境の顔」、戦前は山下地域のウティダヒージャ（湧水）を那覇市街地から船で汲みきたほど水が豊富で、那覇に水道が敷かれるまで市民の重要な飲料水でもあった「文化・歴史の顔」、近隣の社会福祉協会、民医連系列の病院と連携を図る「医療・福祉の顔」と4つの顔があります。



伊計施設長と津嘉山介護課長

【伊計ノブ子施設長から】
「入居者さまが笑顔になる。」と語り、手品ショー、バザーを楽しみ、夜は屋上で民謡ショーや地域の障害者施設の友情出演によるエイサー、抽選会で盛り上がり更なる花火大会で歓声を夜空に響かせました。翌日は入居者様から「久しぶりに花火を見た。」「綺麗だったね」「今度はいつやるの？」等々、喜びの感想が聞けました。その他には、動物

【津嘉山善幸介護課長から】
ゆがふ苑の理念である「夢と希望を叶え、喜びを分かち合い家族や地域から信頼される施設」を目指して、入居者も職員も笑顔の絶えないケアの提供と施設作りを目指していきます。

12月にはクリスマス会を開催しました。また、「ゆがふ苑通信」の初刊号を発行し、更なる情報発信に努めています。

好きな入居者様のために大きなセラピー犬「レアちゃん」に来てもらいました。



クリスマス会でダンスを披露

この方は「こんな表情されるのか」「こんな笑顔されるのか」「こんなに活気があったのか」と驚きと感動の8ヶ月でした。

〒900-0027 沖縄県那覇市字山下町5番30号 TEL:098-996-2200 FAX:098-996-2111

【特養】7ユニット、70床 【ショート】15床

介護事業者求められるもの 「法令順守」と「職業倫理」2

倫理



前回、法令遵守を取り上げましたので、今回は職業倫理についてお伝えします。

【職業倫理とは】

ある職業に就いている個人や団体が自ら社会的な役割や責任を果たすために、職業人としての行動を律する「基準・規範」のことです。

職業倫理は「職業」と「倫理」という二つの言葉と概念が合わさったもので、「職業」は仕事、つまり、看護職、介護職、ケアマネ、事務職などを指します。「倫理」は、具体的なイメージが難しいと思いますが、簡単に言えば、人間社会で生きていく中で守らなければならない決まり事と言えます。

したがって、「職業倫理」と言ったときは、仕事を通じて社会的役割を果たしていく中で、守るべき決まりと引き換えられます。すなわち、それぞれの職業において「何を目標として、どのように働くべきか」ということです。

【介護現場での行動規範とは】

- ① 守秘義務 ② 説明義務 ③ 適合性の原則
- ④ リスク説明 ⑤ 誠実な態度 ⑥ 利用者及び家族との関係 ⑦ 身体拘束の禁止 ⑧ 虐待防止と通報の義務などです。

【介護職員の職業倫理とは】

介護福祉士、社会福祉士、看護師、医師などの職能団体が職業倫理を定めており、介護職の倫理規定としては、介護福祉士会とホームヘルパー協議会の倫理綱領があります。

介護福祉士会倫理綱領には①利用者本位、自立支援②専門的サービスの提供③プライバシーの保護④総合的サービスの提供と積極的な連携、協力⑤利用者ニーズの代弁⑥地域福祉の推進⑦後継者の育成が謳われており、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めるものとしています。

(しよじゅの里鶴見施設長 秋津克巳)

沖縄県南城市の高台に位置する東雲の丘です。

社会福祉法人 憲章会 東雲の丘 (沖縄県) 施設長: 石島 薫

私たちは、高齢者福祉施設のこころ配りを念頭に、朝、昼、夕、365日配食サービスを実施しています。

30年前からスタート 配食サービス

配食サービスが始まったのは30年前の昭和61年10月、当時は旧大里村（現在の南城市）や近隣地域には、朝食を配達している施設はありませんでした。そこで、旧大里村の委託事業としてスタートし、配食職員18名が各コースを担当し、お届けしています。専属管理栄養士による安全で美味しい献立を立て、個人の症状・状態に合わせた治療食の提供もしています。温かいものは温かく、冷たいものは冷たくをモットーに温冷保存容器を利用した配食サービスを実施しています。離れて暮らすご家族にも安心していただけるよう、配達時に安否確認も行っています。配達した時の「ありがとう」の声が何より嬉しいです。(統括本部長: 上里絹代)



私たちがお届けしています



コースごとにお弁当を仕分けて車に積載



配達時の「ありがとう」が嬉しい

社会福祉法人 光誠会 ころぼっくる (栃木県) 施設長: 薄井裕二

開設して初めてのクリスマス会



12月某日、当施設では初めてのクリスマス会をご家族も招いて開催しました。当日は、地元で1000人規模の発表会を熟す本格ミュージカル団体「真岡ミュージカル」による演目『二宮尊徳』やミュージカル団体所属の子供達によるクリスマスソングやダンス、栃木サッカークラブのチアリーディングチーム『SC.CHEERS』によるチアリーディング、プロ歌手による歌謡曲と盛り沢山のプログラムでした。1時間半という長時間でしたが、普段は直ぐに退席されてしまうご入居者も、この日は集中してご覧になられていました。

今後も、ご入居者にもご家族にも楽しんでいただき、心の共有ができる機会を作っていきたいと考えています。

(統括リーダー 鬼澤竜也/生活相談員 戸井田禎紀)



真岡ミュージカルによる『二宮尊徳』



真岡ミュージカル所属の子供達による演奏とダンス



左) プロ歌手による歌謡曲 右) 栃木サッカークラブのチアリーディング

介護ニュース・ダイジェスト

1月1日～1月31日

介護に関する政府機関や民間団体の動きを掲載しています。詳細は厚労省や各団体のHPをご覧ください。

■「高齢者は75歳以上」（1月5日）

日本老年学会などが提言
現在、高齢者が「65歳以上」と定義されていることについて日本老年学会と日本老年医学会は、体力や活動の実態を踏まえ、高齢者を「准高齢者」（65～74歳）、「高齢者」（75～89歳）、「超高齢者」（90歳以上）と3段階に見直すよう提言した。

■外国人介護実習 サイト掲載（1月6日）

外国人技能実習制度に「介護分野」が追加されたことを受けて厚労省は制度の説明や注意点、Q&Aを公式サイトに掲載した。ポイントは受入れ開始の時期（昨年11月28日公布から1年を超えない範囲）、要件（経営歴3年以上、入国時の日本語能力N4程度など）、監理団体の要件、国の支援（経済的支援なし）など。

■介護事業者の倒産過去最多（1月11日）

東京商工リサーチの調査によると、28年の介護事業者の倒産件数は108件で過去最多を記録した。在宅サービス、事業規模が小さい事業者が多い。同社は原因について「最も大きな原因は販売不振だが、介護報酬マイナス改定や人材不足などが要因になっている」と説明している。

■AI活用有識者会議が初会合（1月12日）

医療・介護分野への人工頭脳（AI）の活用を検討する第1回有識者会議が開かれ、介護の質を高めるための具体策などについて議論を開始した。政府の成長戦略の一環。

■データヘルス推進本部がスタート（1月12日）

医療や介護の情報を一元化する厚労省の「データヘルス改革推進本部」が初会合を開いた。今夏をめどに必要なデータや活用策について中間報告をまとめる。

■雇用指針をHPに掲載（1月13日）

外国人介護労働者の受入れに備え、厚労

省は「外国人雇用管理の改善等の指針」をホームページに掲載した。事業者を採用など雇用に関する義務や注意事項を盛り込んでいる。

■特養の加算率8.3%（1月18日）

処遇改善の新加算率 分科会に提示
第135回介護給付費分科会は厚労省が示した介護職員処遇改善加算（29年度介護報酬改定、月1万円相当引き上げ）案を了承した。特養が「新加算」を取得した場合の新加算率は8.3%、老健3.9%、介護療養病床2.6%。介護報酬全体の改定率はプラス1.14%（内訳は在宅分0.72%、施設分0.42%）。

新加算（月額合計3万7千円相当）を算定するには「キャリアパス要件」のⅠ～Ⅲの全てを満たすことが必須。「キャリアパス要件Ⅲ」は①一定の基準に基づいて定期昇給を判定する仕組み②勤続年数など経験に応じて昇給する仕組み③研修の修了や資格の所得に応じて昇給する仕組みのどれか1つを作成して就業規則などで職員に周知することが必要。給付費は104.8億円。社会保障審議会から厚労相への答申を経て3月末までに告示する。

■3割負担は340万円以上（1月19日、20日）

全国厚労担当部局長会議
全国厚生労働関係部局長会議が2日間にわたって開催され、厚労省は介護保険制度改正や29年度予算案の重要点を説明した。制度改正関係では▽30年8月から3割自己負担となるのは現役並み所得者（単身）で年収340万円以上（合計所得金額220万円以上、年金のみ344万円以上）。対象者は約12万人で利用者全体の3%となる見通し▽来年3月末で廃止・移行する介護療養病床の新名称を「介護医療院」（仮称）とし、移行までの経過措置期間を35年末まで6年間延長する▽デイサービスなどの供給過剰を抑えるため市町村の権限を強化する▽悪質な有料老人ホームに対する都道府県の権限を強化する（業務停止命令を付与）▽障がい者との「共生型サービス」を創設するなど。法案名は「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法

等の一部を改正する法律案」。2月上旬の国会提出の予定。予算案関連では、介護職員処遇改善加算措置や社会福祉法人見直し、外国人介護労働者受入れなどの要点を説明した。

■充実計画の基準を連絡（1月24日）

社会福祉法人制度見直し 厚労省
社会福祉法改正によって社会福祉法人は（再投下可能な財産を財源とする）社会福祉充実計画を策定して所轄庁の承認を得ることが必要となるが、厚労省は都道府県や指定都市などに対し、同計画の承認手続きに関わる規則や事務処理の基準などを示した。要点は「再投下可能な財産」「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産」「再取得に必要な財産」の算定式や建設単価、租税特別措置など。4月1日から適用する。

■国民年金0.1%引き下げ（1月27日）

28年の全国消費者物価指数が前年比で0.1%下落したのに伴い、29年度の年金額が0.1%引き下げられる。引き下げ後の年金額（月額）は国民年金が6万4941円（▲67円）、厚生年金が22万1277円（▲227円）。

■ユニット型特養の3割赤字（1月27日）

福祉医療機構の27年度調査
福祉医療機構（WAM）の2015（平成27）年度の特養経営状況調査によると、ユニット型特養の29.5%、従来型特養の34%が赤字決算となった。前年度比では、それぞれ3.9%減、3.7%減、赤字決算の割合が増えた。介護報酬が2.27%マイナス改定だったことに加え、入所利用率の低下や新規加算の未取得などが赤字決算の大きな要因とみられる。WAMは「加算を積極的に取得するとともに空き室を減らす努力が必要だ」と説明している。

■介護福祉士試験申込み 半減（1月29日）

「実務者研修」必須が影響
社会福祉振興・試験センターによると、28年度介護福祉士試験の申込者数は7万9113人で、前年度より8万1086人減少した（51.8%減）。同センターは「実務者研修」の要件として実務者研修（最大450時間）の修了が必須となったことが大きな要因」とみている。

ズバリ回答！

人事・労務のお悩み

◎1ヶ月の変形労働時間制って？



【今月の相談内容】

介護現場の主任に就任しました。私の施設では、就業規則に1ヶ月の変形労働時間制が明記されています。来月から勤務表を作成しなければならぬのですが、1ヶ月の変形労働時間制とはなんでしょうか？

【回答】

変形労働時間制は、使用者が労働時間を弾力的に運用する制度です。法定労働時間の総枠の範囲であれば、特定の週日に法定労働時間を超えて労働させることができます。たとえば、ある日の労働時間を12時間ある週の労働時間を60時間という極端に長く設定することが可能です。ただし、週の平均の労働時間が法定労働時間の40時間を超えることはできません。長く設定すれば、その分他の日あるいは週の労働時間が短くなります。ただし、あらかじめ特定する必要があるため、使用者が業務の都合により任意に労働時間を変更することは、この制度に該当しません。

各月の1カ月の法定労働時間の総枠は「週の法定労働時間40時間×変形期間の暦日数÷7」の算式で求められます。28日の月は160時間、29日の月は165.7時間、30日の月は171.4時間、31日の月は177.1時間となります。この時間を超えた時間は時間外勤務となります。

これに対する休日、交代勤務制の場合、勤務終了後から連続する24時間を指し、仮に、この途中に短い勤務時間を入れたとしても、それは休日には該当しません。

交代勤務以外の場合は、通達により、暦の変わる深夜0時から24時間を休日としています。具体的には、就業規則等を確認しなければわかりませんが、詳細をお知りになりたい方は、事務局までご連絡ください。（監事・社会保険労務士 栗田淳二）

終末期について

死は人生の終末ではなく「生涯の完成」である。



最近「看取り」という言葉がよく聞かれるようになり、施設で最期を迎えられる方も多くなってきました。また、リハビリ業界でも「終末期リハビリ」という言葉がよく聞かれるようになりました。今、改めて「終末期」について見つめなおすことが大切だと考えます。

全日本病院協会では終末期を①医師が客観的な情報を基に、治療により病気の回復が期待できないと判断すること②患者が意識や判断力を失った場合を除き、患者・家族・医師・看護師等の関係者が納得すること③患者・家族・医師・看護師等の関係者が死を予測し対応を考えることの3つの条件を満たす場合としています。

リハビリ医療・介護の第一人者で知

【用語解説】

見当識障害

見当識とは、自分が置かれている状況を認識する能力のこと。見当識に障害が起きると「今がいつか（時間や季節）」「どこにいるのか（場所）」「誰と話をしているのか（人）」がわからなくなる。引越をしたたり、施設へ入居したりすると、とりわけ強く現れやすいと言われている。

実行機能障害

目的を果たすために、①計画を立てる②計画を実行して目的を達成する③効率よく行うといったことが難しくなる障害のこと。例えば、これまで使っていたリモコンや携帯を使うことができなくなるため、「壊れた」と言ったりする。

※見当識障害や実行機能障害は認知症にみられる認知機能の障害

【訂正とお詫び】推進協ニュース119号（1月号）の記事中に誤りがありました。お詫びし、訂正します。○4面「用語解説」の「N3」の4行目「N5が最も難しいレベル」を「N1が最も難しいレベル」に訂正します。

一般社団法人 全国個室ユニット型施設推進協議会

第11回 全国研修大会 in 岐阜 2017

【テーマ】「つなぐ」

日時：平成29年10月11日（水）～12日（木）
会場：長良川国際会議場・岐阜都ホテル
〒502-0817 岐阜市長良福光 2695-2
大会長：安江紀子 実行委員長：加藤洋治
事務局：社会福祉法人幸紀会特別養護老人ホーム燦燦内
TEL：058-254-1533 FAX：058-254-1534
MAIL：2017gifu.zenkoku-taikai@koukikai.gr.jp

